

大和証券総合取引約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>3. 申込方法等</p> <p>(1) お客様は、当社所定の<u>申込書に必要事項を記入のうえ署名・捺印(当社お届出印となります。)</u>し、当社が定める本人を確認する書類とあわせてこれを当社の本支店又は営業所に提出する方法、又は当社が別途定める方法によって、総合取引を申込みものとし、当社が承諾し、口座開設等当社所定の手続きを完了した時点から、総合取引を開始することができます。ただし、申込みは本邦居住の個人のお客様に限らせていただきます。また当社が認める場合を除いて、口座開設はお一人様一口座に限らせていただきます。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>4-2. 届出事項</p> <p>(1) お客様は、総合取引開始時、又は当社が別途定める時に<u>印鑑</u>、住所、氏名、共通番号等のお届出をいただきます。ただし、すでにそのお届出がされている場合には、その<u>印影</u>、住所、氏名、共通番号等がお届出となりますので、改めてお届出いただく必要はありません。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>5. 既存取引等の継続</p> <p>お客様が総合取引を開始される際、すでに当社で利用されている上記2.、3. (2) に掲げる取引及び取扱いは、継続してこの約款に基づく取引及び取扱いとしてご利用いただきます。なお、上記2. (2) の積立口への入金の方法を<u>申込書</u>により指定された場合は、上記2. (1) ⑥の規定にかかわらず、優先してその取扱いとなります。</p> <p>9. 保護預り証券の保管方法及び保管場所</p> <p>(省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で<u>混蔵</u>して保管します。</p> <p>(3) 保護預り証券のうち上記 (2) に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り他のお客様の同銘柄の証券と<u>混蔵</u>して保管することがあります。</p> <p>1 1. <u>混蔵</u> 保管等に関する同意事項</p> <p>上記9. の規定により<u>混蔵</u>して保管する証券について</p>	<p>3. 申込方法等</p> <p>(1) お客様は、当社所定の<u>手続きにより</u>、当社が定める本人を確認する書類を提示又は提出の<u>う</u>え総合取引を申込みものとし、当社が承諾し、口座開設等当社所定の手続きを完了した時点から、総合取引を開始することができます。ただし、申込みは本邦居住の個人のお客様に限らせていただきます。また当社が認める場合を除いて、口座開設はお一人様一口座に限らせていただきます。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>4-2. 届出事項</p> <p>(1) お客様は、総合取引開始時、又は当社が別途定める時に住所、氏名、共通番号等のお届出をいただきます。ただし、すでにそのお届出がされている場合には、その住所、氏名、共通番号等がお届出となりますので、改めてお届出いただく必要はありません。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>5. 既存取引等の継続</p> <p>お客様が総合取引を開始される際、すでに当社で利用されている上記2.、3. (2) に掲げる取引及び取扱いは、継続してこの約款に基づく取引及び取扱いとしてご利用いただきます。なお、上記2. (2) の積立口への入金の方法を<u>当社所定の手続き</u>により指定された場合は、上記2. (1) ⑥の規定にかかわらず、優先してその取扱いとなります。</p> <p>9. 保護預り証券の保管方法及び保管場所</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で<u>混合</u>して保管します。</p> <p>(3) 保護預り証券のうち上記 (2) に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り他のお客様の同銘柄の証券と<u>混合</u>して保管することがあります。</p> <p>1 1. <u>混合</u> 保管等に関する同意事項</p> <p>上記9. の規定により<u>混合</u>して保管する証券について</p>

現行	改正
<p>ては、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。</p>	<p>ては、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。</p>
<p>①～② (省 略)</p>	<p>①～② (現行どおり)</p>
<p>1 2. <u>混蔵</u>保管中の債券の<u>抽せん</u>償還が行われた場合の取扱い</p>	<p>1 2. <u>混合</u>保管中の債券の<u>抽選</u>償還が行われた場合の取扱い</p>
<p>上記9. (3) の規定により<u>混蔵</u>して保管している債券が<u>抽せん</u>償還に<u>当せん</u>した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p>	<p>上記9. (3) の規定により<u>混合</u>して保管している債券が<u>抽選</u>償還に<u>当選</u>した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p>
<p>1 6. お客様への報告・連絡事項</p>	<p>1 6. お客様への報告・連絡事項</p>
<p>(1) (省 略)</p>	<p>(1) (現行どおり)</p>
<p>① (省 略)</p>	<p>① (現行どおり)</p>
<p>② <u>混蔵</u>保管中の債券について上記12. の規定に基づき決定された償還額</p>	<p>② <u>混合</u>保管中の債券について上記12. の規定に基づき決定された償還額</p>
<p>③～④ (省 略)</p>	<p>③～④ (現行どおり)</p>
<p>(2) ～ (5) (省 略)</p>	<p>(2) ～ (5) (現行どおり)</p>
<p>1 8. 償還金等の代理受領</p>	<p>1 8. 償還金等の代理受領</p>
<p>保護預り証券の償還金 (<u>混蔵</u>保管中の債券について上記12. の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。) 又は利金 (分配金を含みます。以下同じ。) の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行体からの償還金又は利金の支払状況によっては、お客様へのお支払いが当該予定日より遅延する場合もございます。</p>	<p>保護預り証券の償還金 (<u>混合</u>保管中の債券について上記12. の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。) 又は利金 (分配金を含みます。以下同じ。) の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行体からの償還金又は利金の支払状況によっては、お客様へのお支払いが当該予定日より遅延する場合もございます。</p>
<p>2 6. 料金</p>	<p>2 6. 料金</p>
<p>(1) ～ (3) (省 略)</p>	<p>(1) ～ (3) (現行どおり)</p>
<p>(4) (省 略)</p>	<p>(4) (現行どおり)</p>
<p>① 下記137. (1) ③から⑬により上記 (2) の料金の計算期間の途中で契約を解除する場合は、上記 (2) の料金から保護預り口座を設定していた期間 (契約を解除した月を除き月数で計算します。) に相当する額を控除した金額</p>	<p>① 下記137. (1) ③から⑫により上記 (2) の料金の計算期間の途中で契約を解除する場合は、上記 (2) の料金から保護預り口座を設定していた期間 (契約を解除した月を除き月数で計算します。) に相当する額を控除した金額</p>
<p>② (省 略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>3 2. 振替決済口座の開設</p>	<p>3 2. 振替決済口座の開設</p>
<p>(1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめお客様から当社所定の<u>申込書</u>によりお申込みいただきます。</p>	<p>(1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめお客様から当社所定の<u>手続き</u>によりお申込みいただきます。</p>
<p>(2) ～ (4) (省 略)</p>	<p>(2) ～ (4) (現行どおり)</p>
<p>5 5. 料金</p>	<p>5 5. 料金</p>
<p>(1) ～ (3) (省 略)</p>	<p>(1) ～ (3) (現行どおり)</p>
<p>(4) (省 略)</p>	<p>(4) (現行どおり)</p>
<p>① 下記137. (1) ③から⑬により上記 (2) の料金の計算期間の途中で契約を解除する場合は、上記 (2) の料金から振替決済口座を設</p>	<p>① 下記137. (1) ③から⑫により上記 (2) の料金の計算期間の途中で契約を解除する場合は、上記 (2) の料金から振替決済口座を設</p>

現行	改正
<p>定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額</p> <p>② (省 略)</p>	<p>定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>6 3. 有価証券の管理</p> <p>(1) ~ (2) (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>① この契約によって取得された有価証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混蔵して保管する場合があること。</p> <p>②~④ (省 略)</p> <p>(4) ~ (5) (省 略)</p>	<p>6 3. 有価証券の管理</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>① この契約によって取得された有価証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混合して保管する場合があること。</p> <p>②~④ (現行どおり)</p> <p>(4) ~ (5) (現行どおり)</p>
<p>6 6. キャッシング（即日引出）</p> <p>(1) お客様が、上記65. (3) ①に定める、営業日の正午を過ぎて受入れたもしくは営業日以外の日に受入れたダイワMRFの返還請求に基づき、当社が引渡すべき金銭相当額について返還の請求を行う当日に受取りを希望する場合は、次の各号（以下「キャッシング」といいます。）により取扱います。なお、キャッシング（ATMご利用時のキャッシングを含む）の利用申込書の提出は不要とします。</p> <p>①~④ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p>	<p>6 6. キャッシング（即日引出）</p> <p>(1) お客様が、上記65. (3) ①に定める、営業日の正午を過ぎて受入れたもしくは営業日以外の日に受入れたダイワMRFの返還請求に基づき、当社が引渡すべき金銭相当額について返還の請求を行う当日に受取りを希望する場合は、次の各号（以下「キャッシング」といいます。）により取扱います。なお、キャッシング（<u>提携</u>ATMご利用時のキャッシングを含む）の利用申込書の提出は不要とします。</p> <p>①~④ (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p>
<p>7 8. 買付の方法、買付時期及び価格</p> <p>(1) ~ (11) (省 略)</p> <p>(12) 当社は、お客様の1回当たりの払込金の額（お客様が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額）が、お客様が予め申出ている1回当たりの払込金の額（お客様が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額）に達しないときは、お客様の当該払込金に係る買付について、指定銘柄（お客様が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、指定銘柄すべて）の買付を行わないものとします。</p>	<p>7 8. 買付の方法、買付時期及び価格</p> <p>(1) ~ (11) (現行どおり)</p> <p>(12) 当社は、お客様の1回当たりの払込金の額（お客様が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額）が、お客様が予め申出ている1回当たりの払込金の額（お客様が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額）に達しないときは、お客様の当該払込金に係る買付について、指定銘柄（お客様が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、指定銘柄すべて）の買付を行わないものとします。<u>ただし、大和ネクスト銀行積立資金専用円普通預金から払込を行う場合においては、この限りではありません。</u></p>
<p>9 1. 受渡期日</p> <p>受渡期日はお客様が当社と別途取決めしている場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。</p>	<p>9 1. 受渡期日</p> <p>受渡期日はお客様が当社と別途取決めしている場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。</p>
<p>1 0 9. 収納代行契約</p> <p>お客様はこの契約の開始にともない、当社とクレジットカードの利用代金等の収納代行契約を締結することができます。収納代行を行うための引き落と</p>	<p>1 0 9. 収納代行契約</p> <p><u>この契約を締結されたお客様は、当社とクレジットカードの利用代金等の収納代行をご利用いただけます（ただし、新たな収納代行契約を締結すること</u></p>

現行	改正
<p>し方法は別にお客様が当社に依頼する方法によるものとし、収納代行の対象は当社が定めるものに限ります。なお、この契約の解除が行われたときは、本収納代行契約も解除されるものとします。</p>	<p>はできません。)。収納代行を行うための引き落とし方法は別にお客様が当社に依頼する方法によるものとし、収納代行の対象は当社が定めるものに限ります。なお、この契約の解除が行われたときは、本収納代行契約も解除されるものとします。</p>
<p>1 1 5. 指定預貯金口座の取扱い (1) ~ (2) (省 略) (3) 上記 (2) にかかわらず、<u>利金・収益分配金</u> (以下本章において「<u>利金等</u>」という。) について「<u>利金・分配金の送金申込書</u>」等で振込先の預貯金口座を指定されている場合には、特にお客様からその旨の指示がないときは利金等に限り従前の指定による口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。</p>	<p>1 1 5. 指定預貯金口座の取扱い (1) ~ (2) (現行どおり) (3) 上記 (2) にかかわらず、<u>利金・収益分配金</u> (以下本章において「<u>利金等</u>」という。) について<u>当社の定める方法にて振込先の預貯金口座を指定</u>されている場合には、特にお客様からその旨の指示がないときは利金等に限り従前の指定による口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。</p>
<p>1 1 6. 指定預貯金口座の変更 (1) 指定預貯金口座を変更されるときは、当社所定の<u>用紙によって</u>お届出いただきます。 (2) (省 略)</p>	<p>1 1 6. 指定預貯金口座の変更 (1) 指定預貯金口座を変更されるときは、当社所定の<u>手続きにより</u>お届出いただきます。 (2) (現行どおり)</p>
<p>1 1 7. 金銭の受渡精算方法の指示 (1) (省 略) (2) 利金等についてはあらかじめ振込みのご指示のある場合には上記 (1) のご指示をいただく<u>に指定預貯金口座に振込みます。ただし、指定預貯金口座をお届けいただいた後に、利金等をそれと異なる預貯金口座に継続して振込むことを希望される場合には、その預貯金口座を当社所定の用紙によって</u>お届出いただきます。 (3) (省 略)</p>	<p>1 1 7. 金銭の受渡精算方法の指示 (1) (現行どおり) (2) 利金等についてはあらかじめ振込みのご指示のある場合には上記 (1) のご指示をいただく<u>に指定預貯金口座に振込みます。ただし、指定預貯金口座をお届けいただいた後に、利金等をそれと異なる預貯金口座に継続して振込むことを希望される場合には、その預貯金口座を当社所定の手続きにより</u>お届出いただきます。 (3) (現行どおり)</p>
<p>1 2 7. <u>呈示による利用</u> (1) <u>お客様は、当社の本支店においてカードを呈示し、カード照合機等 (以下本章において「照合機」といいます。) によりご使用の暗証番号がお届出の暗証番号と一致した場合、お預り金のお引出し、その他当社が定めた取引を受けることができます。</u> (2) <u>上記 (1) の定めにかかわらず、お客様が呈示を行った当社の本支店がお客様の取引口座のある本支店ではない場合等の理由により、又はお客様の選択された上記100. のお取引コースが当該取引を取扱っていない等の理由により、当該取引の範囲、限度額等に制限をさせていただくことがあります。</u></p>	<p>1 2 7. <u>削除</u></p>
<p>1 2 8. <u>当社でのATM (現金自動預払い機) による利用</u> <u>お客様は、当社の本支店内又は営業所内等に当社が設置したATMによりカードを確認し、当社所定の取扱方法により、当社と次の取引を行うことがで</u></p>	<p>1 2 8. <u>削除</u></p>

現行	改正
<p>きます。</p> <p><u>(1) 当社へのご入金、お預り金等のお引出し及びお預り金等の残高照会</u></p> <p><u>(2) その他当社が定めた取引</u></p> <p>129. <u>当社でのATMによる取扱方法</u></p> <p><u>(1) ご入金</u></p> <p>① <u>ATMを使用してのご入金はATMにカード、現金を挿入して当社があらかじめ定めた操作要領に従って、操作してください。</u></p> <p>② <u>ATMによるご入金は、当社が定めた種類の紙幣に限ります。1回あたりのご入金は、当社が定めた枚数による金額の範囲内とします。</u></p> <p><u>(2) お引出し</u></p> <p>① <u>ATMを使用してお引出しは、ATMにカードを挿入し、当社があらかじめ定めた操作要領に従って、お届出の暗証番号と金額等をボタンにより操作してください。この場合、金銭の支払請求書の提出は必要ありません。</u></p> <p>② <u>ATMによる1回あたりのお引出しは当社が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりのお引出し金額についても当社が定めた範囲内とします。</u></p> <p><u>(3) ATMの故障時等の取扱い</u> <u>停電、故障等によりATMによる取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り窓口でカードにより取扱います。</u></p> <p>130. <u>提携ATMによる利用</u></p> <p>(1) (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>② (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>132. <u>カードの管理、暗証番号の選択・管理</u></p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>盗難・焼失その他によりカードを紛失した場合、カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかにお客様からお取扱部店にお届出ください。また、当社所定の届出書を当社に提出してください。</u></p> <p>(3) (省 略)</p> <p>137. <u>契約の解除</u></p> <p>(1) (省 略)</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ <u>下記142. に定めるこの約款の変更にお客様が同意しないとき。</u></p>	<p>129. <u>削 除</u></p> <p>130. <u>提携ATMによる利用</u></p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② <u>ご入金(提携先によりご利用いただけない場合があります。)</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>132. <u>カードの管理、暗証番号の選択・管理</u></p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>盗難・焼失その他によりカードを紛失した場合、カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかにお客様からお取扱部店にお届出ください。また、当社所定の<u>手続きが必要となります。</u></u></p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>137. <u>契約の解除</u></p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p><u>(削 除)</u></p>

現行	改正
<p>⑤～⑬ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③ <u>下記142. に定めるこの約款の変更にお客様が同意しないとき。</u></p> <p>④ (省 略)</p> <p>(4) (省 略)</p>	<p>④～⑫ (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p>
<p>139. 届出事項の変更</p> <p>(1) <u>お届けの印鑑、住所、氏名、共通番号等の事項に変更があったとき、及び以下に掲げる者(以下「上場会社等の役員等」という。)</u>に該当することとなった場合には、お客様は当社所定の手続きに従って遅滞なくお取扱部店にお届出ください。</p> <p>〈上場会社等の役員等〉</p> <p>①～⑨ (省 略)</p> <p>(2) <u>印鑑を喪失されたためお届け印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押捺してご提出ください。「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。</u></p> <p>(3) ～ (4) (省 略)</p> <p>(5) 上記 (1) から (4) によりお届けがあった場合は、必要に応じて印鑑証明書、戸籍抄本、住民票等の本人確認書類をご提出又は個人番号カード等をご提示いただきます。</p> <p>(6) 上記 (1) から (4) によりお届けがあった場合は、当社は相当の手続きを完了した後でなければ、お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引には応じません。</p>	<p>139. 届出事項の変更</p> <p>(1) <u>住所、氏名、共通番号、お届けの印鑑等の事項に変更があったとき、及び以下に掲げる者(以下「上場会社等の役員等」という。)</u>に該当することとなった場合には、お客様は当社所定の手続きに従って遅滞なくお取扱部店にお届出ください。</p> <p>〈上場会社等の役員等〉</p> <p>①～⑨ (現行どおり)</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(2) ～ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) 上記 (1) から (3) によりお届けがあった場合は、必要に応じて印鑑証明書、戸籍抄本、住民票等の本人確認書類をご提出又は個人番号カード等をご提示いただきます。</p> <p>(5) 上記 (1) から (3) によりお届けがあった場合は、当社は相当の手続きを完了した後でなければ、お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引には応じません。</p>
<p>140. 免責事項</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③ カードの電磁的記録によって、<u>ATM、提携ATMの操作の際に使用されたカードを当社が交付したものとして処理し、入力された暗証番号とお届出の暗証番号の一致を確認してお支払いしたことにより生じた損害。</u></p> <p>④～⑩ (省 略)</p> <p>(2) 上記 (1) ③にかかわらず、偽造又は変造カードを用いたATMからの現金の不正引出しについては、原則として当該引出し額(引出しに係る手数料も含まれます。以下同様です。)を補償します。ただし、お客様の故意による場合又はお客様に重大な過失が認められる場合は、この限りではありません。</p>	<p>140. 免責事項</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>③ カードの電磁的記録によって、<u>提携ATMの操作の際に使用されたカードを当社が交付したものとして処理し、入力された暗証番号とお届出の暗証番号の一致を確認してお支払いしたことにより生じた損害。</u></p> <p>④～⑩ (現行どおり)</p> <p>(2) 上記 (1) ③にかかわらず、偽造又は変造カードを用いた<u>提携ATM</u>からの現金の不正引出しについては、原則として当該引出し額(引出しに係る手数料も含まれます。以下同様です。)を補償します。ただし、お客様の故意による場合又はお客様に重大な過失が認められる場合は、この限りではありません。</p>

現行	改正
<p>(3) 上記(1)③にかかわらず、お客様がカードの盗難に気づいた後、すみやかに当社にお届出いただいた場合は、盗難されたカードによるATMからの現金の不正引出しについては、当社所定の手続きを経た上で、原則として当該引出し額を補償するものとし、お客様に過失が認められる場合は、当該引出し額の4分の3を補償するものとし、次をいづれかに該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>①～⑦ (省略)</p> <p>142. この約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、変更されることがあります。なお、この約款の内容が変更され、お客様の従来の権利を制限したり新たな義務を課すことになる場合には、その変更事項をご通知させていただきます。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときはご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>附 則</p> <p>この約款は、令和元年7月16日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(3) 上記(1)③にかかわらず、お客様がカードの盗難に気づいた後、すみやかに当社にお届出いただいた場合は、盗難されたカードによる<u>提携</u>ATMからの現金の不正引出しについては、当社所定の手続きを経た上で、原則として当該引出し額を補償するものとし、お客様に過失が認められる場合は、当該引出し額の4分の3を補償するものとし、次をいづれかに該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>①～⑦ (現行どおり)</p> <p>142. この約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>変更されることがあります。<u>変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>附 則</p> <p>1. この約款は、<u>2020年4月1日</u>より適用されます。 2. <u>前項にかかわらず78.(12)は2020年3月21日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>